

資料8 図書館資料選定収集方針

1. 基本方針

- ① 図書館資料の選定収集にあたっては市民の知る権利を保障する機関として、市民の多様な要求にこたえることを念頭に、あらゆる分野について、入門的なものから専門的なものまで計画的に幅広い収集をおこなうこと。
- ② 現有する資料及び蔵書構成、利用状況を分析し、または利用者ニーズ、社会情勢を調査・研究した上で、各地域の図書館としての機能・役割、特色と市内全図書館での資料配置バランスに配慮しつつ収集をおこなうこと。
- ③ あらゆる理由による排除をしないよう留意し、特定の立場に偏らないよう、多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。
- ④ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしないこと。
- ⑤ 今治市の地域性を考慮し、今治市・越智郡を主とする地元地域に係る資料、地元産業に関連する資料、地元出身あるいは在住作家の作品資料を積極的に収集すること。

2. 収集資料の種類

- ① 図書
- ② 逐次刊行物
- ③ 視聴覚資料（AV資料）

3. 資料形態別の種類

- ① 図書
 - A) 一般図書（高校生以上を主たる対象とした資料で貸出を主な目的として構成するもの）
 - B) 児童図書（中学生以下を主たる対象とした資料で貸出を主な目的として構成するもの。）
 - C) 参考図書（辞書・辞典類、年鑑などレファレンスの為の資料により構成するもの。）
 - D) 郷土資料（今治市を主とする愛媛県、四国地域に関連する郷土史資料・郷土出版物・地方行政資料等）
- ② 逐次刊行物
 - A) 新聞（日刊される主要な全国紙あるいは地元紙を主として構成するもの）
 - B) 雑誌
 - C) 官報・愛媛県報（※中央館）
- ③ 視聴覚資料（AV資料）
 - A) 映像資料（主としてビデオ・DVDで構成されるもの。今後は原則DVDを収集）
※映像資料の収集については、原則、著作権の許諾又は補償処理がなされ、個人貸出及び上映等図書館が必要とするサービスの実施が可能な資料に限ること。
 - B) 音声資料（主としてカセットテープ・CDで構成されるもの。今後は原則CDを収集）
 - C) その他（主として愛媛新聞マイクロフィルムで構成されるもの ※中央館）
※視聴覚資料については、特に今後のメディア技術の進展、媒体動向に注意し、情勢により新しい媒体の導入について研究、検討すること。

4. 一般方針

① 図書

- A) 文学・科学・歴史・文化・趣味等あらゆる分野について、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。
- B) 利用者ニーズや法律改正、新しい学説の発表やスポーツのルール変更等社会情勢の変化を研究した上、各分野の情報を定期的あるいは適時更新できるよう収集する。
- C) 児童図書においては、子どもの発達段階に配慮し、各年齢層に対して内容がわかりやすい資料を収集する。
- D) 参考図書においては全分野にわたり、学術的価値、社会的要望等に考慮した年鑑、人物録、辞書、各ジャンルの事典、統計資料、地図といった参考資料を体系的に配し、必要に応じて各分野の情報を定期的あるいは適時更新できるよう収集する。
- E) 郷土資料においては、今治市・越智郡を中心に、必要に応じて、愛媛県・四国地域に関連する郷土関係資料、郷土出版物、地方行政資料等、あるいは地場産業関連資料も含め、積極的に収集する。地元出身あるいは在住作家等郷土に関連する人物の資料、作品も積極的に収集する。

(地場産業関係) タオル・繊維産業、船舶・造船・海運産業、製塩業、瓦・窯業 等

(地元文化関係) 橋梁・建築関係、大山祇神社・神社関係、水軍・古墳関係 等

- F) 次の項目に該当する資料は原則収集対象外とする。
 - ・人権またはプライバシーを侵害することが裁判により確定した資料
 - ・一般に流通しない名簿等個人情報に掲載した資料
 - ・各種受験用問題集及び学習参考書
 - ・書き込み、切り取り又は組み立てを主たる目的として作られた資料
 - ・図書館による館外貸出・館内視聴等の許諾がなされない DVD 等の別添資料が添付され、別添資料がなければ利用に支障が生じる図書等の資料
 - ・豆本、著しく破損しやすい図書等図書館での利用提供に不向きな図書等の資料

② 逐次刊行物

- A) 新聞・雑誌については、利用対象が一般、児童に関わらず、市販されているものから主に収集する。ただし、地元ミニコミ誌、地場産業等郷土に関わる資料は収集する。
- B) 各分野における主要なもの、時宜にかなない利用度の高いものを収集するものとし、概ね年1回を目安に見直しを行なう。
- C) 年鑑、年報等は参考図書、郷土関係資料と同等の見地で収集し、取扱いをする。

※現行購入する新聞、雑誌は今治市立図書館ホームページ掲載のとおり

<http://www.library.imabari.ehime.jp/reference/index.html>

③ 視聴覚資料 (AV 資料)

- A) 評価の定まった作品を中心に、市民のニーズを把握し、多様なジャンルから収集すること。
- B) 今治市・越智郡を中心に、必要に応じて、愛媛県・四国地域に関連する郷土資料を、郷土を舞台とする作品、地元出身あるいは在住作家等郷土に関連する人物の資料も含め、積極的に収集する。

5. 収集選定方法 等

① 収集方法

資料の収集は、購入を主に、寄贈・寄託、複製等の方法による。

② 選定の組織

収集資料の選定にあたっては、適宜、選書会等を設け、公正に資料の選定を行う。また、寄贈資料等の受入も決定する。

③ 複本について

同一資料の所蔵は、市内各図書館毎に1点を原則とする。ただし、予約・利用状況等への対応、郷土資料の保存・貸出利用への対応等の必要に応じ複本を備える。また、長く読みつがれ評価の定まった作品は、維持・更新にあたる。

④ 機能分担

中央図書館他、各地域図書館がそれぞれの地域性により役割を分担し、その求められる機能に応じて資料を収集する。

A) 中央図書館は、全分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集し、各地域図書館の機能にも留意して、体系的で均整のとれた蔵書を構成する。市民の学習要求に対応し、レファレンス、調べ学習等に関する資料の収集に努める。

B) 各地域図書館は、市民の多種多様な資料要求に応えるため、資料の価値及び潜在的な要求を考慮し、適切かつ必要なものを幅広く収集する。

C) 各図書館の特色あるコーナー

(中央図書館) 立川文庫関係展示、大型絵本コーナー

(波方図書館) 海事・船舶図書コーナー

(大西図書館) 各地域市町村誌コーナー

(大三島図書館) シニアコーナー、女性コーナー、中学・高校生コーナー

6. 除籍

図書館において利用価値を失った資料を除籍することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に新鮮かつ質の高い資料構成を維持するため、蔵書の更新を行うものとする。

各館毎の除籍業務の実施計画を策定し、今治市立図書館資料除籍基準要項の基準により除籍業務を実施する。